

在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手續等について

平成 3 年 1 1 月 1 4 日
教育助成局長裁定
平成 1 3 年 1 月 6 日一部改正
平成 1 4 年 4 月 1 日一部改正
平成 1 4 年 5 月 9 日一部改正
平成 1 4 年 1 1 月 8 日一部改正
平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日一部改正
平成 2 0 年 8 月 4 日一部改正
平成 2 5 年 4 月 3 0 日一部改正
令和 2 年 1 1 月 2 日一部改正
令和 2 年 1 2 月 2 8 日一部改正

在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手續等については、平成 3 年 1 1 月 1 4 日文部省告示第 1 1 4 号「在外教育施設の認定等に関する規程」に規定するもののほか、ここに定めるところによる。

I 認定基準

第 1 目的

平成 3 年 1 1 月 1 4 日文部省告示第 1 1 4 号「在外教育施設の認定等に関する規程」(以下「認定規程」という。)第 1 条の認定を受けようとする在外教育施設(以下「申請施設」という。)は、海外に在留する邦人の子女のために小学校、中学校又は高等学校と同等の内容の教育を行うことを主たる目的とする旨、学則に明記しなければならないこと。

第 2 名称

申請施設の名称は日本語により標記すること。この場合、小学校、中学校又は高等学校という名称を用いることはできないこと。

第 3 設置者

- 1 認定規程第 5 条第 2 号に規定する団体は、私立学校法(昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号)第 3 条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)が、次のすべてに該当する形態で、申請施設の設置運営について関与しているものであること。
 - ア 学校法人の理事会において、申請施設の設置運営に関与することが決定されていること。
 - イ 学校法人の役員が申請施設に設置者の役員を兼務しており、かつ、それが当該学校法人の理事会において決定されていること。
 - ウ 学校法人が、申請施設の設置運営に関し、資金、貸付、寄附金の支出、補助金

の交付その他の必要な財政的援助を行っていること。

- 2 認定規程第5条第3号に規定する団体は、次のいずれかに該当する団体であること。
 - ア 日本の海外進出企業等が、その海外派遣社員その他の在留邦人の子女の教育を行うことを目的として組織した団体
 - イ 在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他の団体で、私立学校法第64条第4項に規定する法人（以下「準学校法人」という。）が、上記1のアからウのすべてに該当する形態で、申請施設の設置運営に関与しているもの。
 - ウ 申請施設の所在国、自治体政府等の誘致を受けて、在留邦人の子女の教育を行うことを目的として組織された団体
 - エ 在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他の団体で、学校法人が、上記1のアからウのいずれかに該当する形態で、申請施設の設置運営に関与しているもの。
- 3 認定規程第5条第2号に規定する団体が設置する申請施設の設置運営に関与している学校法人（以下「関与学校法人」という。）の寄附行為又は認定規程第5条第3号に規定する団体が設置する申請施設の設置運営に関与している準学校法人（以下「関与準学校法人」という。）の寄附行為においては、申請施設の設置運営に関して必要な援助・協力を行う旨明記されていることが適当であること。

第4 役員

- 1 次のいずれかに該当する者は、認定規程第6条に規定する役員（以下「役員」という。）となることができないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - エ 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 2 役員には、教育又は学術に関する業務に従事した経験がある者又は教育に関し高い識見を有する者がいなければならないこと。
- 3 役員には、申請施設の所在国に住所又は居所を有する者を2人以上置かなければならないこと。
- 4 認定規程第5条第1号に規定する団体の学校運営委員会等の役員の職務は、原則として、次によること。
 - ア 委員長は、学校運営委員会等を代表し、その業務を総括する
 - イ 委員は、委員長を補佐して、学校運営委員会等の業務を掌理する
 - ウ 監事は、学校運営委員会等の業務執行の状況を監査する
- 5 認定規程第5条第2号又は第3号に規定する団体の役員の職務は、原則として、次によること。

- ア 理事長は、団体を代表し、その業務を総括する。
 - イ 理事は、理事長を補佐して、団体の業務を掌理する。
 - ウ 監事は、理事長及び理事の業務執行の状況を監査する。
- 6 認定規程第5条第2号又は第3号に規定する団体は、日本国内に申請施設に関する事務所を置かなければならない。

第5 教育課程

教育課程の編成については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び学習指導要領に定めるところによること。ただし、地域社会、申請施設又は児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、国内の学校と同等の教育水準が確保されると認められる場合には、一部について次に掲げる特別の教育課程によることができること。

この場合、児童生徒の国際性の涵養を図るための教育指導や所在国の実状を踏まえた教育活動を積極的に展開できるような配慮が特に求められていることに留意すること。

- ア 国際理解や現地理解を深めることを主なねらいとする教科（科目）又は所在国の言語に関する教科（科目）等の設定
- イ 学校教育法施行規則及び学習指導要領に定める各教科等の授業時数又は内容の弾力的な取扱い。
- ウ 特定の教科（科目）の授業（一部に限る。）の外国語による実施

第6 教職員

- 1 次のいずれかに該当する者は、校長、教頭、教諭又は養護教諭となることができないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - エ 免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 2 前項の規定は、認定規程第11条第2項の規定により副校長、主幹教諭、指導教諭等の教員を置く場合にも適用すること。
- 3 認定規程第11条に規定する申請施設における教職員の数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）又は公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）の定めるところにより算定した教職員定数を標準とすること。
- 4 寄宿舎を設置している申請施設にあつては、舎監をおくこと。舎監は、教諭をもって充てること。

第7 施設・設備

- 1 設備は、負担附又は借用のものではないことが望ましい。

- 2 校地は、開校時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。
- 3 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、次の表に掲げる割合を下回らない程度で、かつ、教育上支障のないよう整備すること。

開校時まで	40%
第1年次中	30%
第2年次中	30%

- 4 校舎は堅ろうで、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 5 校舎の配置は、採光、日照、通風、音響その他の環境条件を考慮して、教育活動が効率よく遂行されるように計画するとともに、校舎が校地周囲に与える影響に留意すること。
- 6 校舎には、次に掲げる施設を備えるものとし、かつそれらの施設は常に改善されなければならないこと。ただし、やむをえない事由である場合で教育上支障のないときは、1つの施設を持って2つ以上に兼用することができること。
 - ア 校長室、会議室、教員室、事務室
 - イ 相当数の普通教室（普通教室と特別教室との合計数は少なくとも同時に授業を行う学級の数を下ってはならないこと。）
 - ウ 社会科教室（小学部のみを設置する申請施設を除く。）
 - エ 理科実験室
 - オ 音楽教室、図画教室、製図教室、工作教室
 - カ 図書室、講堂、体育館
 - キ 教員研究室
 - ク 保健室
- 7 学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型その他の教具・校具を備えていること。
- 8 学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えていること。

II 運営基準

第1 法令の遵守等

- 1 所在国の法令等を遵守した教育活動を行うこと。
- 2 所在国の実情等にも配慮しつつ、外国人の子女を可能な限り受け入れることに配慮すること。
- 3 在外教育施設の設立目的に合致するよう入学者の適正な確保に努力すること。

第2 学校納付金

- 1 学校納付金については、徴収の必要性を明確にするとともに、その額の抑制につとめること。
- 2 学校納付金については、すべて募集要項等においてあらかじめ明示すること。
- 3 保護者等関係者から寄附金又は学校債を募集する場合は、その額の抑制につとめ

るとともに、応募が任意であること及びその使途、募集目標額その他必要事項を関係書類に明記すること。

第3 表簿等の保存

- 1 認定規程第15条に規定する表簿は、学校教育法施行規則第28条第2項及び第3項に定める期間に相当する期間、これを保存すること。
- 2 教員の任免等に関する文書を永年保存すること。
- 3 認定規程第5条第1号に定める設置者が設置する認定施設について、認定が取り消されたときは、文部科学大臣が、前2項に定める期間、その表簿及び教員の任免等に関する文書（以下「表簿等」という。）を保存すること。
- 4 認定規程第5条第2号に定める設置者が設置する認定施設について、認定が取り消されたときは、当該認定施設の設置運営に関与する学校法人が、第1項及び第2項に定める期間、その表簿等を保存すること。
- 5 認定規程第5条第3号に定める設置者が設置する認定施設について、認定が取り消されたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が、第1項及び第2項に定める期間、その表簿等を保存すること。
 - 一 認定規程第5条第1号に定める設置者に準ずるものとして同条第3号に定める設置者が設置する認定施設の場合 文部科学大臣
 - 二 認定規程第5条第2号に定める設置者に準ずるものとして同条第3号に定める設置者が設置する認定施設の場合 当該認定施設の設置運営に関与する学校法人又は準学校法人

第4 表簿等の送付等

- 1 校長は、在学する児童生徒が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校又は他の認定規程第1条の認定を受けた在外教育施設（以下「認定施設」という。）に入学した場合には、次の書類を入学先の学校又は認定施設の校長に送付すること。
 - ア 指導要録の写し（転学してきた児童生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び児童生徒が当該認定施設に進学する前に在学した学校から送付を受けた指導要録の抄本又は写し
 - イ 健康診断表の写し及び歯の検査票の写し（進学又は転学してきた児童生徒については、進学又は転学により送付を受けた健康診断票の写し及び歯の検査票の写しを含む。）
- 2 免許法第6条別表第三及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第67条の規定に基づき、文部科学大臣が認定施設で雇用された教員について当該認定施設における実務証明を行う際には、当該認定施設の校長は、その求めに応じ、文部科学大臣に対し、当該職員に係る勤務成績についての意見を提出しなければならないこと。
- 3 認定規程第5条各号に定める設置者は、認定施設の認定が取り消されたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に対して、可能な限り磁気ディスクに記録した上、その表簿等を送付すること。
 - 一 認定規程第5条第1号に定める設置者又は同設置者に準ずるものとして同条第

3号に定める設置者の場合 文部科学大臣

- 二 認定規程第5条第2号に定める設置者又は同設置者に準ずるものとして同条第3号に定める設置者の場合 当該認定施設の設置運営に関与する学校法人又は準学校法人

第5 入学資格

認定施設の有する高等学校の課程と同等の課程に入学することのできる者は次のいずれかに該当する者であること。

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの
- イ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- エ 文部科学大臣が指定した者
- オ 就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験により認定を受けた者

第6 標示

認定施設は、文部科学大臣の認定を受けていることを標示することができること。

III 認定の手続等

第1 認定の有効期限

- 1 認定規程第17条第1項の規程による申請時（以下「申請時」という。）に開校していない申請施設の認定については、認定規程第1条の認定に期限を付すことができること。
- 2 期限を付して認定された在外教育施設の設置者の行う当該認定の更新の申請（以下「認定の更新の申請」という。）は、認定の更新を受けようとする年の前年の5月31日までに行わなければならないこと。

第2 文部科学大臣への申請等

認定規程第17条に規定する認定の申請、認定の更新の申請、認定規程第18条第1項に規定する変更の承認の申請、認定規程第19条第2項、第3項、第4項に規定する休校報告書の提出等又は第21条に規定する認定の取消しの申請については、次の手続によること。

- 1 申請施設の設置者が認定規程第5条第1号に規定する団体である場合には、原則として、申請施設の所在国の在外公館を経由して、文部科学大臣に申請、届出又は提出すること。
- 2 申請施設の設置者が認定規程第5条第2号又は第3号に規定する団体である場合には、直接、文部科学大臣に申請、届出又は提出することができること。
- 3 都道府県知事を所轄庁とする関与学校法人又は関与準学校法人は、その関与する申請施設の設置者が認定規程第17条に規定する認定の申請又は第21条に規定する認定の取消しの申請を文部科学大臣に行う場合にあつては、その申請書の写しを

所轄庁に提出すること。

第3 認定の申請に係る書類の様式

- 1 認定規程第17条第1項に規定する認定申請書並びに認定規程第17条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる書類は、次の様式により作成すること。

書類の種類	様式
ア 認定申請書	様式第1号
イ 認定規程第17条第1項第1号	様式第2号
ウ 認定規程第17条第1項第4号	様式第3号
エ 認定規程第17条第1項第5号	様式第4号

- 2 申請施設の設置者が、学校法人又は準学校法人が関与している認定規程第5条第2号又は第3号に規定する団体である場合には、当該関与学校法人又は当該関与準学校法人の寄附行為変更案及び契約文書等当該関与学校法人又は当該準学校法人の関与を証する書類を認定規程第17条第1号に規定する書類に添付すること。
- 3 認定規程第17条第12号に規定する収支予算書については、申請時に申請施設を開校していない場合にあつては、開校後2年間の収支予算書を作成し、申請施設の創設費に係る明細書を添付すること。すでに開校している申請施設にあつては、当該年度及び翌年度の収支予算書を作成すること。また、申請施設の設置に当たって負債を予定している場合にあつては、その償還計画を添付すること。
- 4 認定申請書及び添付書類は日本語により作成すること。所在国の言語により作成された証明書、規程等を提出する場合にあつては、その邦訳を添付すること。

第4 認定の更新の申請

認定の更新をする場合には、様式第5号により作成した認定の更新申請書に認定規程第17条第1項各号に掲げる書類（第2号を除く。）を添えて、文部科学大臣に申請すること。

第5 変更の承認申請及び変更の届出

- 1 認定規程第18条に規定する変更の承認申請書及び変更の届出書は、次の様式により作成すること。

書類の種類	様式
ア 認定規程第18条第1項	様式第6号
イ 認定規程第18条第2項	様式第7号
ウ 認定規程第18条第3項	様式第8号

- 2 変更の承認申請書及び変更の届出書の添付書類は、次によること。

変更事項	添付書類
ア 名称の変更	認定規程第17条第1項第1号、3号、8号
イ 位置の変更	認定規程第17条第1項第1号、3号、6号、8号
ウ 設置者の変更	認定規程第17条第1項第1号、3号、7号、8号、9号、10号、11号、12号
エ 課程の組織の変更	認定規程第17条第1項第3号、4号、5号、6号、7号、8号、12号、13号
オ 教育課程の変更	認定規程第17条第1項第3号、4号
カ 収容定員の変更	認定規程第17条第1項第3号、4号、6号、12号
キ 職員組織の変更	認定規程第17条第1項第3号、4号、12号
ク 校地、校舎等の変更	認定規程第17条第1項第6号、12号
ケ 役員の変更	認定規程第17条第1項第9号
コ 校長、教頭の変更	認定規程第17条第1項第4号
サ 授業料、入学料の改定	認定規程第17条第1項第3号、12号

第6 定期報告書の提出

- 1 認定規程第19条第1項に規定する定期報告書は、様式第9号により作成すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、認定規程第5条第1号に定める設置者又は同設置者に準ずるものとして同条第3号に定める設置者が提出しなければならない定期報告書については、在外教育施設教育課程等実施状況調査の調査票により作成することができること。

第7 休校報告書の提出

認定規程第19条第2項に規定する休校報告書は、様式第10号により作成すること。

第8 再開報告書の提出

認定規程第19条第3項に規定する再開報告書は、様式第11号により作成すること。

第9 休校に係る認定の取消し

文部科学大臣は、認定規程第20条各号のいずれかに該当する認定施設について、6月以上休校し、かつ、再開の見込みがない場合は、特別の事情がない限り、当該認定施設の認定を取り消すものとする。

第10 認定の取消しの申請

認定規程第21条に規定する認定の取消しの申請書は、様式第12号により作成

すること。

附 則
(施行期日)

1 この裁定は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの裁定による改正規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手続等について第1章第4条第1項エ及び第6条第1項エの規定は、この裁定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に教育職員免許法の一部を改正する法律（平成14年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第11条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第11条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に改正法附則第4条又は第6条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。